

# 法人課税の課題 と今後の方向性

土居 丈朗

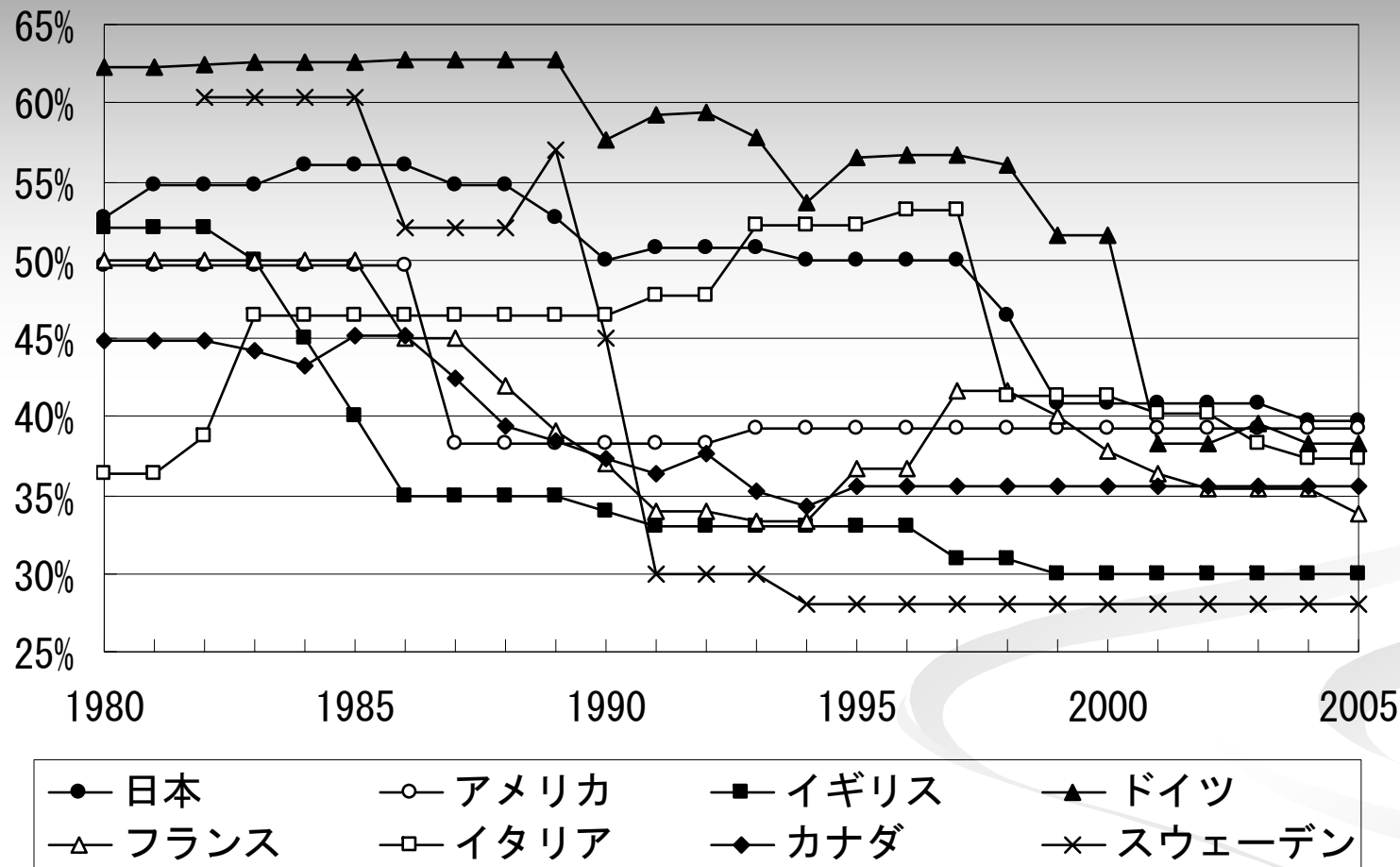
(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

# 地方法人課税

- “too big to fail”
- しかし、世界の税制の潮流は所得課税から消費課税へ
- 東京が直面する国際的な都市間競争
- グローバル化により、法人実在説的発想は無意味に
- いつまでも法人課税にしがみついているよいか？
- 地方法人課税を、将来的にどのように位置づければよいか
- 地方法人課税は、「中立(効率性)」の租税原則の観点から改善を図るべき

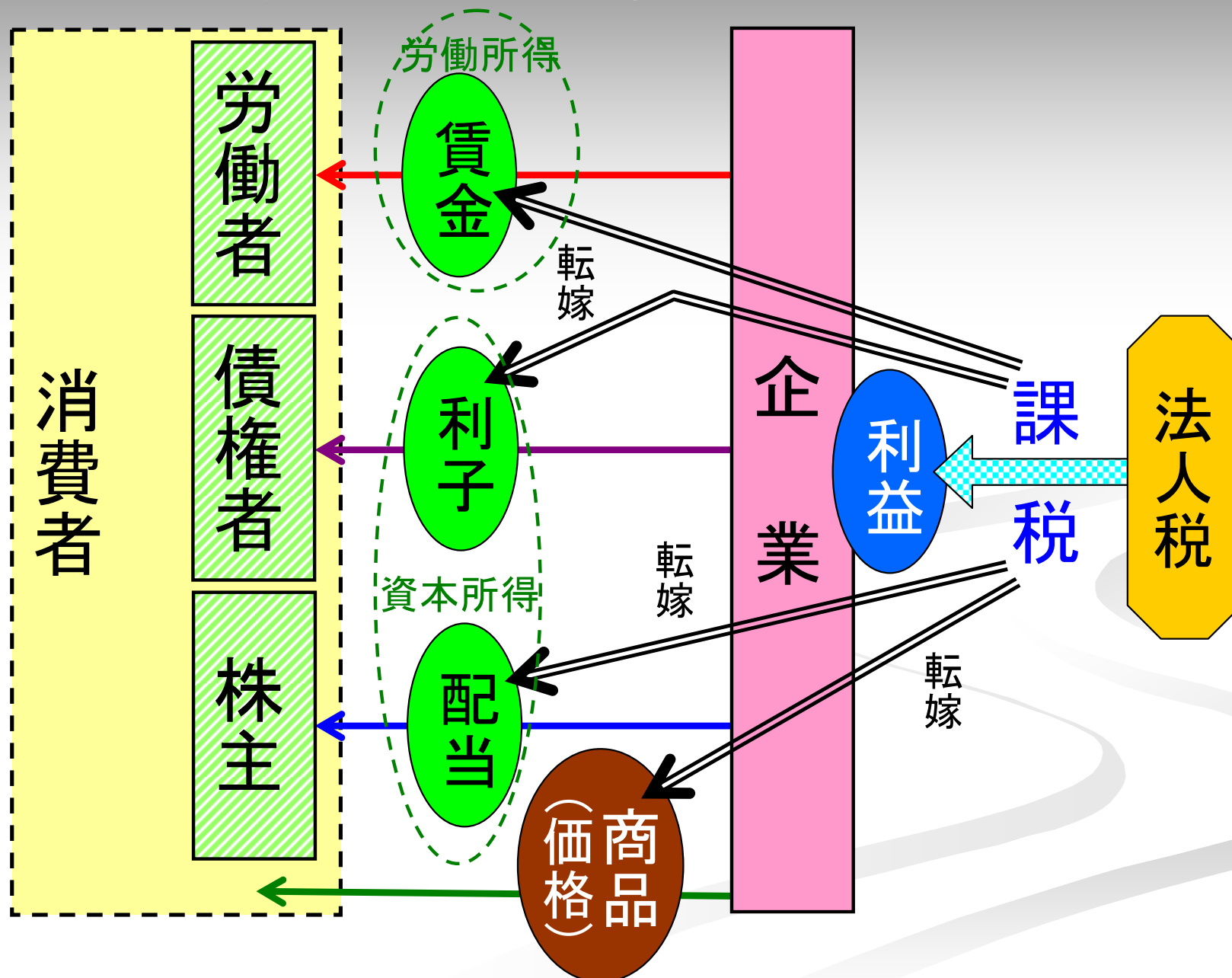
# 法定法人税率(製造業):国・地方合計



資料: Devereux, M.P., Griffith, R., and Klemm, A. (2002) "Corporate income tax reforms and international tax competition," *Economic Policy* vol.17 pp.450-495.

Clausing, K.A. (2007) "Corporate Tax Revenues in OECD Countries," *International Tax and Public Finance* vol.14, pp.115-133

# 法人税は誰が負担しているか



# 法人税の帰着の実証分析(1)

- Randolph, W.C., (2006) “International burdens of the corporate income tax,” *Congressional Budget Office Working Paper Series* 2006-09.
- 2つの大国、財のみ自由貿易、静学モデル
- 5つの生産部門:(国産財と外国産財が)完全代替である貿易財法人部門、不完全代替である貿易財法人部門、非貿易財法人部門、貿易財非法人部門、非貿易財非法人部門
- 3つの生産要素:資本、労働、土地(貿易財非法人部門=農業のみで使用)、要素供給は固定

# 法人税の帰着の実証分析(2)

□ Randolph (2006): つづき

● 法人税の負担(標準ケース)

	労働	資本	土地	合計
アメリカ	73.7%	32.5%	-2.5%	103.7%
他国	-71.3%	72.2%	-0.9%	0.0%
合計	2.4%	104.7%	-3.4%	103.7%

● アメリカの場合、法人税の負担は、約70%が労働に、約30%が資本に帰着

# 法人税の帰着の実証分析(3)

- 我が国で法人税率を下げないで、諸外国で法人税率を引き下げた場合
  - 外国で資本の税引後収益率上昇
    - 外国の生産における資本投入増
    - 外国における労働の(限界)生産性・賃金増
    - 我が国での資本の税引後収益率上昇(裁定)
    - 我が国における資本投入減
    - 我が国における労働の(限界)生産性・賃金減
- 我が国で法人税率を下げなくても、諸外国で法人税率を下げた場合、我が国の労働所得にとって不利になる

# グローバル化と法人課税

- 法人課税は、企業の立地に影響を与える
- 日本企業は、現在のところ、海外進出の決定要因として税負担を重視していないかもしれない(将来もそのままかどうかはわからない)
- しかし、海外の企業が日本に進出・投資するか否かには、法人課税が陰に陽に作用
- 日本だけが法人課税を重課する事態になれば、(たとえ日本企業が海外に出なくても)海外の企業が日本に進出・投資しなくなる恐れ



# 応益的(?)な法人課税

- 法人擬制説から見れば、通常、法人(所得)課税を応益課税と捉えるのは難しい。所得が増えれば便益が増える性質を持つ行政サービスがどれだけあるのか？
- 応益的な「法人」課税なら、法人住民税の均等割で対応
- 通常、昼間住民への課税は難しい  
→ 法人課税を昼間住民への課税と捉えれば、昼間住民への応益課税と位置づけることは可能(ただし、「代表なくして課税なし」なので、便益をきちんと測定し示さなければならない)

# Mirrlees Review

<http://www.ifs.org.uk/mirrleesReview/publications>

- 『ミード報告』の21世紀版とも言うべき税制改革提言
- 欧米の公共経済学者が共同研究
- その第10章  
Alan J. Auerbach, Michael P. Devereux, and Helen Simpson, "Taxing corporate income"

# 法人課税を考える視点

- 投資(をするか否か)に対する中立性
- 株式調達と負債調達の中立性
- 配当に対する中立性(配当の二重課税を防ぐ)
- 新株発行と内部留保の中立性
- 組織形態(法人と非法人)に対する中立性
- 国際的な企業活動に対する中立性

# 企業活動を取り巻く経済関係

(政府部門は捨象)

- 国内付加価値額 = 民間消費 + 民間国内投資 + 輸出 - 輸入  
$$Y = C + I^D + X - M$$
- 国内付加価値額 = 労働所得 + 企業粗収益  
$$Y = W + R^D$$
- 輸出 - 輸入 + 対外その他経常収支(純収入) - 対外資本収支(純投資) = 0  
$$X - M + R^F - I^F = 0$$

以上より、

$$(R^D - I^D) + (R^F - I^F) = C - W$$

国内純キャッシュフロー + 対外純キャッシュフロー = 民間消費 - 労働所得

- また、企業のバランスシートより、  
資産 = 負債 + 株式  
$$K = B + H$$

# 現行の法人(住民)税

- 源泉地主義課税
- 課税ベース： $R^D$ －減価償却費－支払利子
- 問題点
  - 投資に対する中立性を阻害
  - 負債調達が株式調達よりも優遇される(負債の節税効果)
  - 配当の二重課税が生じる恐れ
  - 内部留保が新株発行よりも優遇される
  - 法人部門が非法人部門よりも租税重課

# 源泉地主義キャッシュフロー法人税

- 課税ベース： $R^D - I^D$
- 利点
  - 投資に対して中立的
  - 負債調達と株式調達は中立的
  - 内部留保と新株発行は中立的
  - 法人組織と非法人組織は中立的
- 問題点
  - 国際的な企業活動に対して中立的でない

# キャッシュフロー法人税の課税ベース

	実物取引ベース (R base)	実物＋金融取引ベース (R+F base)	資本取引ベース (S=R+F base)
キャッシュの流入	財・サービスの売上 固定資産売却	財・サービスの売上 固定資産売却 借入の増加 受取利息	株式の買戻し 支払配当
(控除) キャッシュの流出	原材料費 賃金 固定資産購入	原材料費 賃金 固定資産購入 支払利息	新株発行 受取配当

# 仕向地主義キャッシュフロー法人税

- 課税ベース： $(R^D - I^D) + (R^F - I^F)$   
 $= C - W$

- 利点

- 投資に対して中立的
- 負債調達と株式調達は中立的
- 内部留保と新株発行は中立的
- 法人組織と非法人組織は中立的
- 国際的な企業活動に対して中立的



# 仕向地主義キャッシュフロー法人税

- 執行上の問題点
  - 財・サービスが本当に輸出されるかを監視する必要
  - WTO協定で、輸出補助金と認定される恐れ
  - 輸出が多い場合、税制改革による税収減が大きい
- R+Fベースにすることで、金融サービスの付加価値に対する課税が可能に

# 外形標準課税をめぐる論点

- 現行の外形標準課税では、国境税調整ができない
- 「銀行税」は、R+Fベースのキャッシュフロー法人税の発想で考えれば、中立性の観点から望ましい面があったのではないか（現行の消費税では金融サービスは非課税）
- 今後の外形標準課税（付加価値割）の改善においては、仕向地主義的発想を取り込んでどうか

# 国と地方の役割分担の明確化

- 最低限必要な部分の決定・・・国

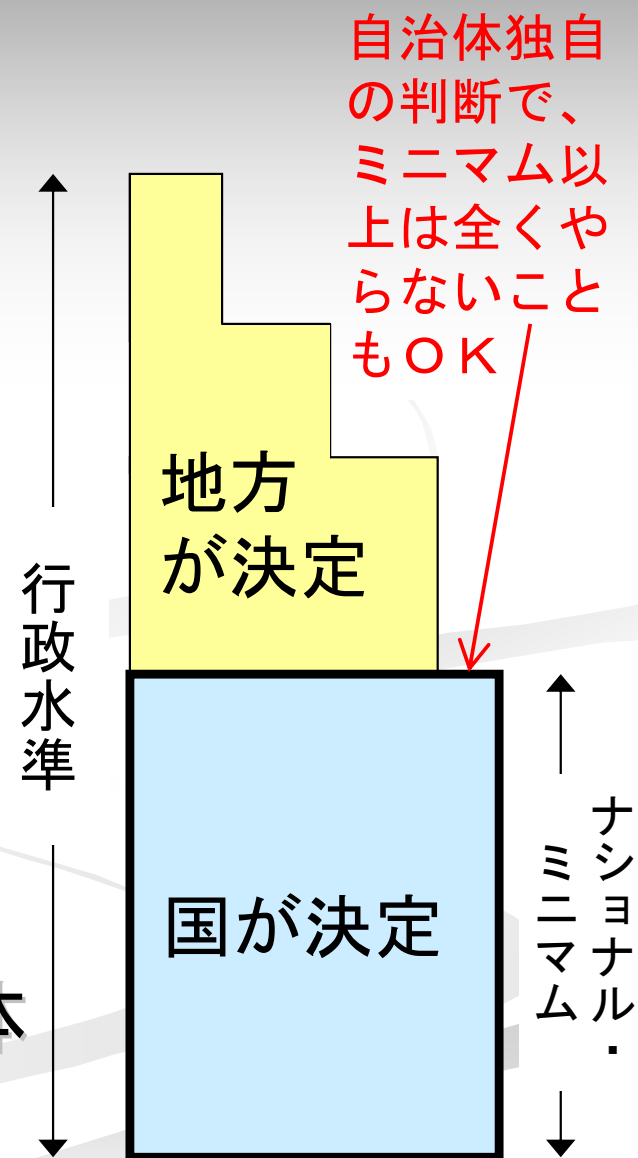
→ どの地域でも同じ水準を確保

- 追加的な水準の決定・・・地方

→ 地域間での水準の差異を容認

- 国費投入も、選択と集中

→ どの自治体でも必要とする最低限の部分は、国が財源と権限を持つ  
その上乘せ・横出し部分は、自治体に権限を委譲



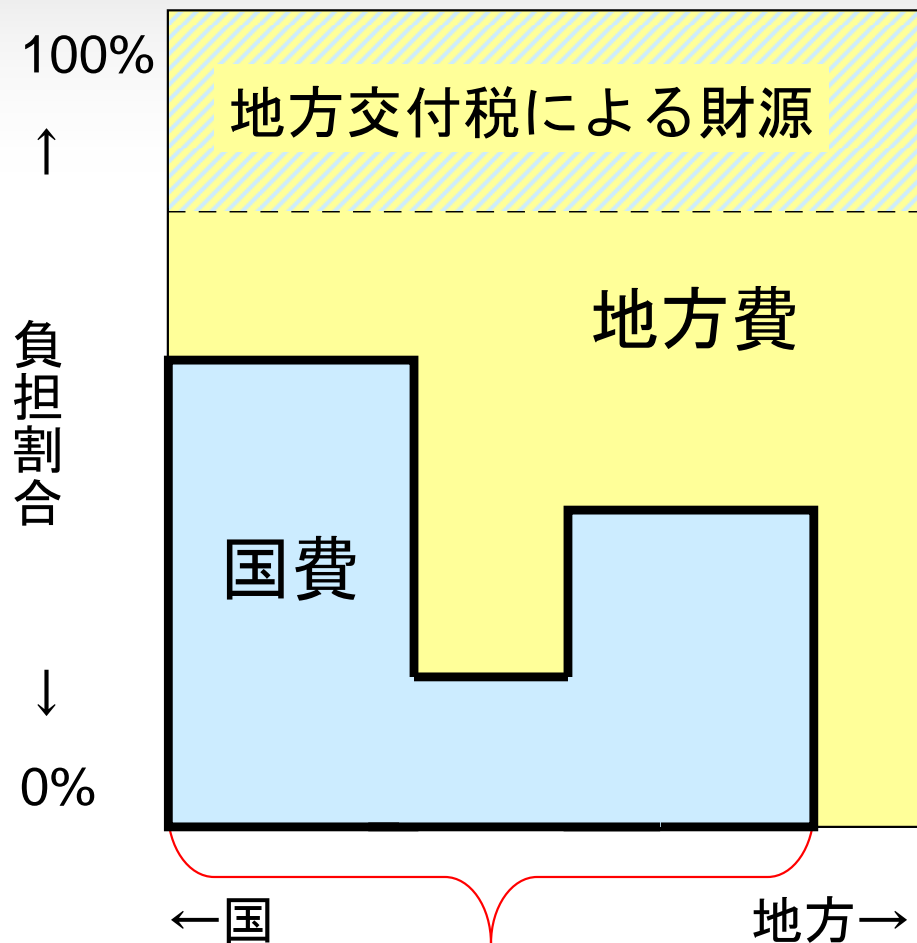
# 国と地方の役割分担を明確化

## 国庫負担のあり方(イメージ)

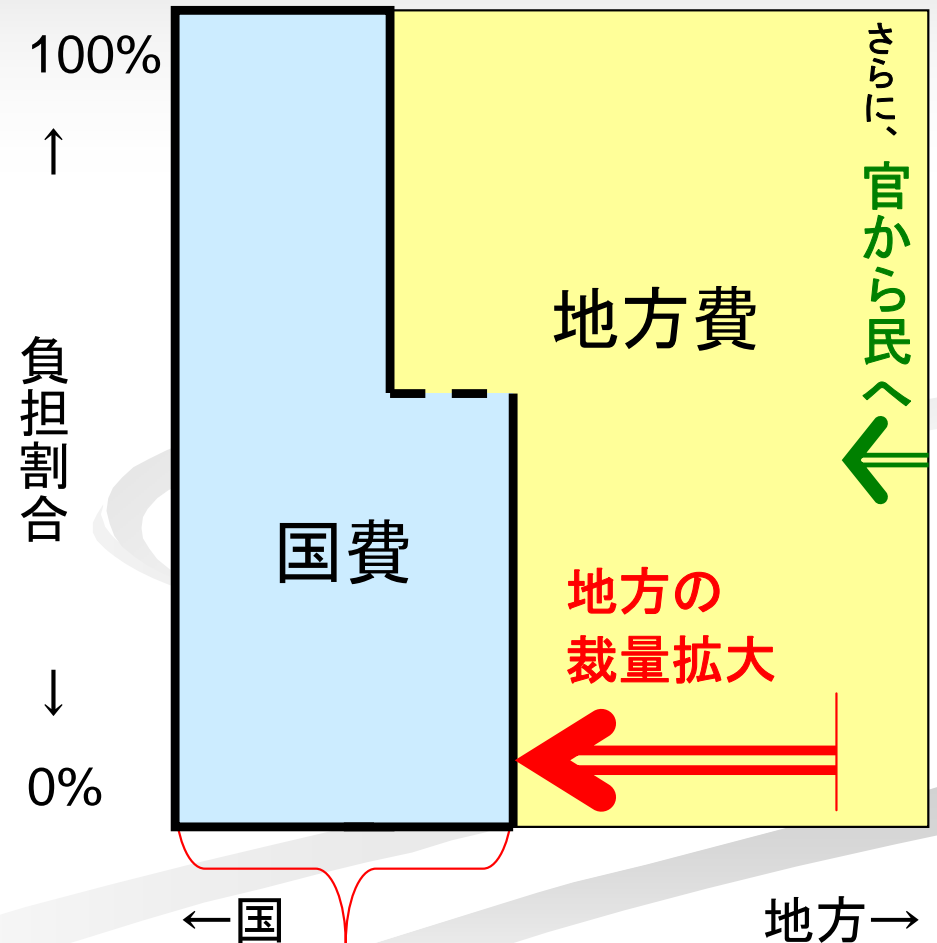
現行

⇒

地方分権改革後



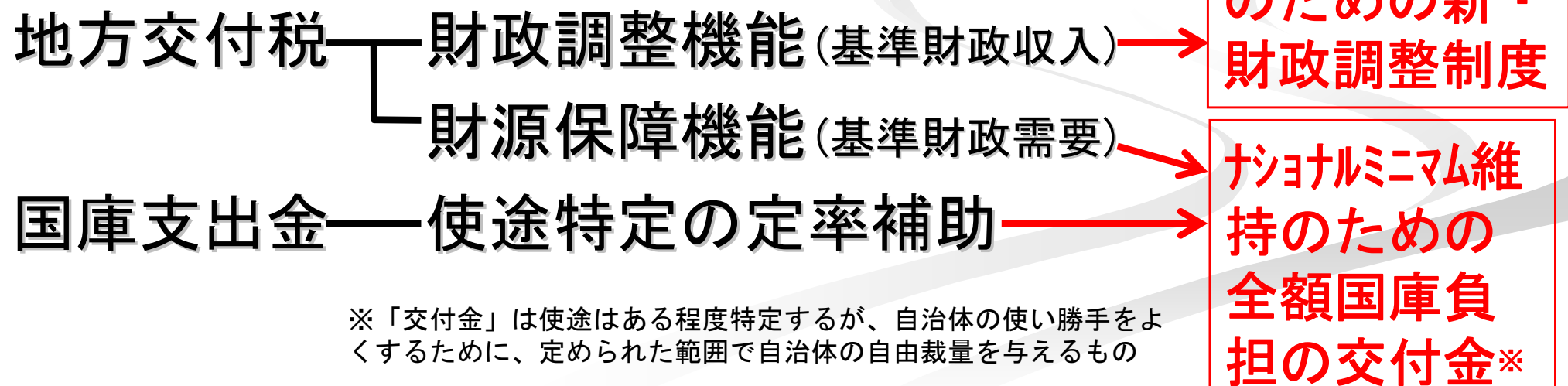
現行の国の関与



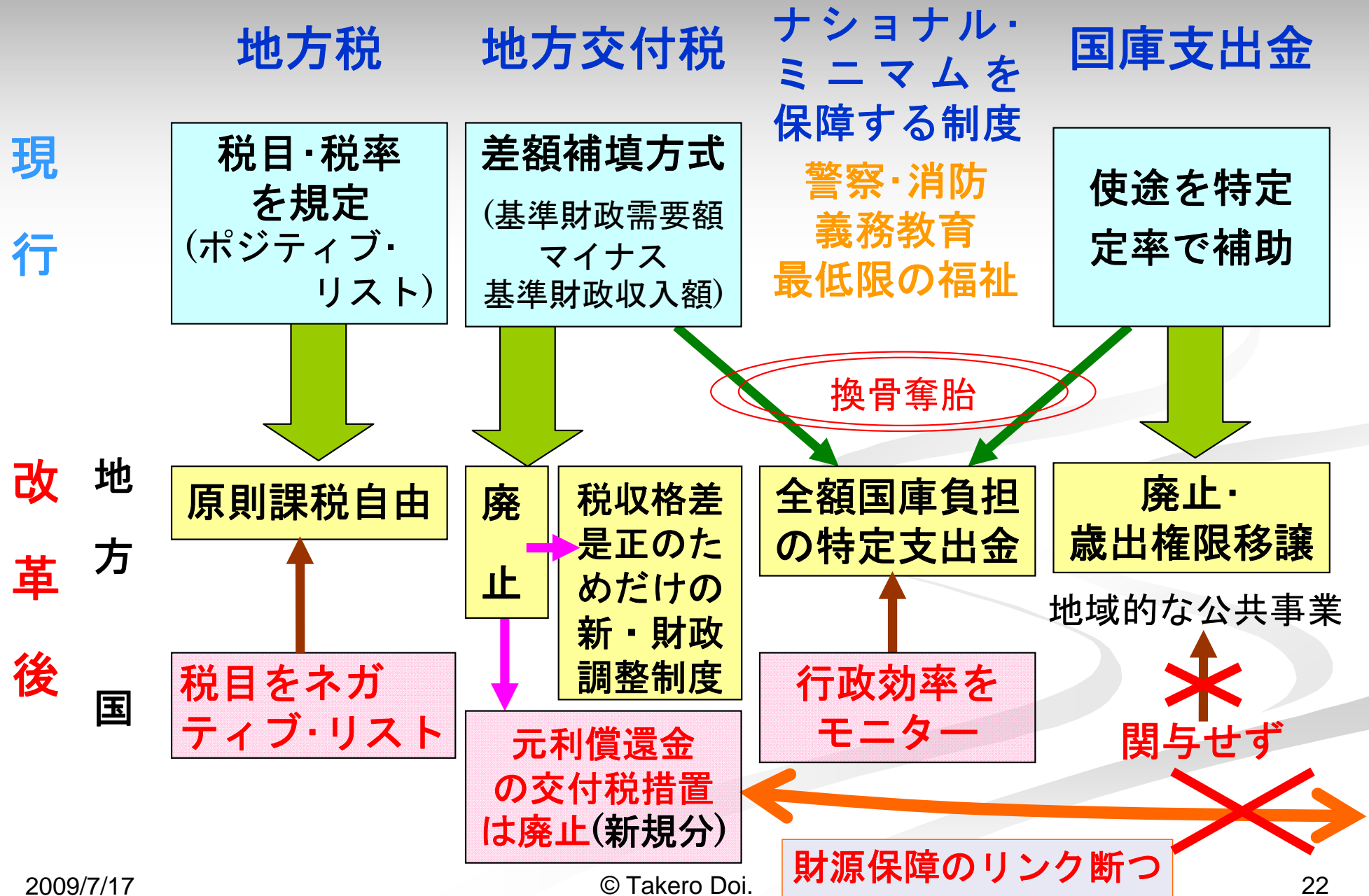
国の関与の集中、洗練化

# 国庫補助負担金と地方交付税の役割分担

- 自治体が責任を持つ事務事業は、国は「金も出さないし口も出さない」
- 国が責任を持つ事務事業は、国は「金も出し口も出す」国が全額負担するのが原則



# 今後望まれる地方分権改革(1)



# 今後望まれる地方分権改革(2)

## 地方債

